

自己資本比率

自己資本比率 (国際統一基準)

(単位：億円)

		平成8/3期	平成9/3期	平成10/3期
基本的項目	資本勘定 (A)	13,282	15,363	14,444
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額	7,540	3,844	1,834
	再評価差額金の45%相当額			812
	貸倒引当金(債権償却特別勘定・特定海外債権引当勘定を除く)	710	1,042	1,164
	負債性資本調達手段等	7,971	8,536	10,746
	計	16,221	13,422	14,558
	うち自己資本への算入額 (B)	13,282	13,422	13,997
準補完的項目	短期劣後債務			-
	うち自己資本への算入額 (C)			-
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D)		-	-
自己資本	(A) + (B) + (C) (D) (E)	26,564	28,786	28,441
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	272,243	281,071	241,211
	オフ・バランス取引項目	36,819	37,235	33,853
	信用リスク・アセットの額 (F)			275,065
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)			2,102
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)			168
	計((F)+(G)) (I)	309,063	318,306	277,168
自己資本比率(国際統一基準) = $\frac{E}{I} \times 100$		8.59%	9.04%	10.26%

注) 上記は、長期信用銀行法第17条前段において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づいて算出したものであり、連結ベースの計数となっております。なお、平成10年1月1日からマーケット・リスク規制が導入されたことに伴い、平成10/3期から「準補完的項目」及び「マーケット・リスク相当額に係る額」を計上しております。

自己資本比率規制

金融の自由化、国際化が進展する中で、銀行経営の健全性や金融システムの安定性、国際的な銀行間の競争条件の平準化を図る為に、国際決済銀行(BIS)において、銀行の資産に対する自己資本の比率を一定水準以上に維持することを求める国際統一基準が定められております。

当該基準は、1.リスク・アセット・レシオの導入、2.リスク・アセットへのオフ・バランス取引項目の取り込み、3.子会社を含めた連結ベースでの規制を特色としており、国際業務を行う我が国の銀行は、平成5/3期以降8%以上の水準を維持することが義務付けられております。

従来の自己資本比率規制は、信用リスクのみをリスク・アセットの対象としておりましたが、マーケット・リスク規制の導入でマーケット・リスク(市場価格の変動に伴ってオン・バランス項目、オフ・バランス取引項目のポジションに損失が生じ得るリスク)も対象に取り込まれることとなりました。

自己資本

国際統一基準上の自己資本比率における自己資本は、上表の通り、基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)と準補完的項目(Tier 3)とからなっており、補完的項目と準補完的項目は、基本的項目の額を限度として自己資本に算入できるものとされております。

なお、準補完的項目はマーケット・リスク相当額に係る額のみをカバーし得る自己資本として、マーケット・リスク規制導入に伴い新設されたものであります。